

しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第27号

しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則の一部を改正する規則
しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則（平成16年秋田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号および第4条第4号中「、企画財政部広報広聴課の資料閲覧コーナー等」を「その他市の施設」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。